

## 「環境社会ネガティブスクリーニングに係る支援等業務」に係る事前公募について

令和7年3月21日

脱炭素成長型経済構造移行推進機構

脱炭素成長型経済構造移行推進機構（以下「機構」という。）で検討している、「環境社会ネガティブスクリーニングに係る支援等業務」に係る契約を一般競争に付することとする場合において、一般競争に参加する者に必要な資格を定め、当該資格を有する者を対象に一般競争を行うこととするため、当該業務の受託を希望する事業者であって当該一般競争に参加する者に必要な資格に適合する事業者を事前に公募するもの。

なお、本公募は、今後本件業務に係る契約に関して一般競争に付する場合において、当該一般競争に参加する者に必要な資格を有する者を事前に公募し適合確認するためのものであり、この公募によって同業務に係る契約の締結を約束するものではない。

### 記

#### 1. 公募に付する事項等

##### (1) 件名

環境社会ネガティブスクリーニングに係る支援等業務

##### (2) 業務内容

機構が行う環境社会ネガティブスクリーニング業務及びその他の関連業務に関する支援業務等。

##### (3) 応募方法

応募者は、公募要領で定める応募書類を封筒に入れ、提出期限までに持参又は郵送により以下提出先に提出すること。

##### 【応募書類の提出期限及び提出先等】

##### ① 提出期限：2025年4月4日（金）17時

（注）厳守。郵送の場合は必着のこと

##### ② 提出先：〒100-0006 東京都千代田区有楽町一丁目13番2号

脱炭素成長型経済構造移行推進機構 金融審査部

（担当）西條、小林、森

##### (4) 公募説明会の有無：無

##### (5) 質問期間

質問締切：2025年4月1日（火）17時

本件に関する質問は、電子メールで受け付ける。件名は必ず「環境社会ネガティブスクリーニングに係る一般競争に参加する事業者の公募についての質問」とすること。

問い合わせアドレス：credit\_department@gxa.go.jp

脱炭素成長型経済構造移行推進機構 金融審査部宛

なお、上記の方法以外で照会または質問をした場合には、その応募を無効とすることができる。

##### (6) 質問に対する回答方法

上記（5）で定める期間および方法に従って提出された質問に対する回答は、質問者が特定されることがないよう考慮のうえ公募要領の交付を受けた全員に対して電子メールにて返信する。

#### 2. 応募資格等

下記全ての条件を満たすものとする。

- (1) 当該契約を締結する能力を有しない者、破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者に該当しない者であること。
- (2) 次の各号に該当し、かつ、その事実があった後2年を経過していない者は参加資格を有しない。
  - ① 契約の履行に当たり故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき
  - ② 公正な競争の執行を妨げたとき又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合したとき
  - ③ 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げたとき
  - ④ 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき
  - ⑤ 正当な理由がなく契約を履行しなかったとき
  - ⑥ 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行ったとき
  - ⑦ この項（この号を除く）の規定により一般競争に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用したとき
- (3) 応募時において令和07・08・09年度全省統一資格「役務の提供等」の「A」、「B」、「C」又は「D」の等級に格付されている者であること。
- (4) 経済産業省からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている者ではないこと。
- (5) 本業務の履行に関して、秘匿性の高い情報を適切に管理できること。
- (6) 中立的かつ公平な立場で業務を実施できる者であること。
- (7) 公募要領の交付を受けた者であること。
- (8) 機構との間で、本件を遂行するに当たって支障が生じる重要な利害関係がないこと。
- (9) 国内金融機関や政府機関に対して、日本国内外で実施されるプロジェクトに対する環境社会影響評価業務、環境資産評価業務等若しくはこれらに類似する業務に関して、過去5年間で5件以上の業務経験を有すること。
- (10) 本件業務に従事することが可能な技術者として、公募要領に定める要件を満たす者を3名以上雇用していること。
- (11) 公募要領に定める機構が金融支援対象とする分野において、業務を実施できる者であること。
- (12) 本件業務に係る契約を競争入札に付する場合において、機構が別に提示する当該入札に関する一切の情報等についての秘密保持に係る誓約書に同意できること、及び、本件業務に係る契約を締結する場合において、機構が提示する契約書に同意できること。

### 3. 本件公募の日程

項目	提出書類	提出方法	日程
公募要領の交付期間 質問受付期間	—	メール	公募公告日から令和7年4月1日（火）17時まで
応募書類の提出期間	別途交付する4.公募要領参照	郵送	公募公告日から令和7年4月4日（金）17時まで（時間厳守）

#### 4. 公募要領

公募要領は以下により交付する。

(1) 交付期間：公募公告日～2025年4月1日（火）17時まで

(2) 交付方法：

交付方法は電子メールのみとし、交付期間内に下記メールアドレス宛に問合せのこと。担当者よりメールにて交付する。

・メール：[credit\\_department@gxa.go.jp](mailto:credit_department@gxa.go.jp)

・担当者：脱炭素成長型経済構造移行推進機構 金融審査部 西條、小林、森

#### 5. その他

(1) 応募資格等の確認

- ① 公募要領に示した応募資格及び要件を満たさない者による応募、並びに公募に関するその他の条件に違反した応募は無効とする。
- ② 応募資格等の確認は、当機構担当者が行う。確認手続中、機構から応募者に対して、補足資料の提出や補足説明等を求める場合がある。

(2) 確認結果の通知

上記の確認の結果は、2025年4月中旬を目途に応募者に対してメールにて通知する。

(3) その他

- ① 提出書類の引換え、変更又は取り消しをすることは出来ない。ただし、提出期限以前であればこの限りではない。
- ② 提出書類は返却しない。ただし、機密保持には十分配慮する。
- ③ 提出書類は本業務の募集に関する目的以外には使用しない。
- ④ 提出書類の作成及び提出等に係る費用は応募者の負担とする。
- ⑤ その他の条件は公募要領に定められているとおりとする。

以上